

Title	日唐裁判手続に関する一考察：獄令郡決条における太政官覆審の意義をめぐって
Sub Title	A study on the form of trial at the court of Dajokan (太政官) in ancient Japan
Author	長谷山, 彰(Haseyama, Akira)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.1/2 (1995. 10) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19951000-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19951000-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日唐裁判手続に関する一考察

——獄令郡決条における太政官覆審の意義をめぐつて——

長谷山 彰

はじめに

- 一 唐制における尚書省刑部の覆審
- 二 養老獄令郡決条における太政官の覆審
- 三 六国史における断罪の論奏と覆審制の変化
- 四 太政官の司法権限と日唐司法官制の差異  
おわりに

はじめに

獄令の規定によれば刑部省及び諸国が流以上若しくは除免官当を断じた場合には太政官による覆審を受ける必要があるが、ここにいう「太政官」について利光三津夫氏は左右大臣、大納言、少納言、左右弁からなる広義の太政官を指すものとされ、これが太政官の普通裁判所として刑部省及び諸国からの案件について「按覆」するものと解された。<sup>(1)</sup>

これに対しても、稻松尚子氏は『令集解』の注釈や六国史にみえる刑部省覆断の記事から刑部省及び諸国の流以上若しくは除免官当の獄案は実際には弁官から刑部省へ送られ、同省で「按覆」されたのであって、獄令の法意においても、太政官「按覆」とは太政官（弁官）を経由して刑部省が覆審を行なうこと意味したとされる。<sup>(2)</sup>

しかし、稻松氏のように解すると、刑部省の獄案につ

いては同省自身が覆審するという荒唐無稽な理解に陥つてしまふという梅田康夫氏の批判があり、一方では同一官司による覆断であつても時期を異にすることによつて有意味になるという森田悌氏の理解<sup>(4)</sup>があるなど諸説が对立しており、結論をみるに至つていよい。

稻松氏説に立つた場合、刑部省の獄断を同省自身が覆審するという結論になるのは当該条文の背景となる日唐の司法機構の構造的相違に由来しているのであるが、稻松氏にあつてはその点について十分な検討がなされていない。しかし、この問題を解決するためには獄令郡決条をめぐる唐令継受の実態や刑部省と唐尚書省刑部の司法上の機能の差異に着目する必要があると思われる。そこで本稿ではこれらの点に留意しながら獄令郡決条にみえる太政官の覆審の意義について考察し、あわせて日唐裁判手続の相違の一端を明らかにしてみたい。

### 一 唐制における尚書省刑部の覆審

獄令郡決条について日唐の条文を比較してみると、養老獄令郡決条<sup>(5)</sup>は

凡犯レ罪。笞罪郡決之。杖罪以上。郡断定送レ国。  
覆審訖。徒杖罪。及流応「決杖」。若応レ贖者即決配

徵贖。(本注略) 刑部省及び諸國。斷「流以上若除免官當一者。皆連「写案」。申「太政官」。按覆理尽申奏。即按覆事有レ不レ尽。在外者。遣レ使就覆。在京者。更就レ省覆。と規定しており、刑部省及び諸國が流以上若しくは除免官當を断じた場合には太政官による覆審を受ける必要があり、覆審の結果、理尽きれば天皇に奏上し、覆審して事尽きざる時は在外は専使を派遣し、在京は刑部省に送つて再審するものとしている。一方、唐獄官令県決条は次の如くである。

諸犯罪者、杖罪以下縣決之、徒以上縣斷定送州、覆審訖、徒罪及流、應決杖、若應贖者、即決配徵贖、(中略) 若大理寺及諸州、斷流以上、若除免官當者、皆連寫案狀、申省、案覆理盡申奏、若按覆事有不盡、在外者遣使就覆、在京者追就刑部、覆以定之、

ここでも後段で大理寺及び諸州が流以上若しくは除免官當を断じた場合、省に申し、省が覆審して理尽きれば申奏し、もし事尽きざる時は在外は専使を派遣して覆し、在京は刑部に付してさらに覆審するものと定めている。

される。

覆審されていたと思われる。

一方、唐名例律<sup>(7)</sup>十惡反逆綠坐条をみると、  
諸犯十惡。故殺人。反逆綠坐。（本注略）獄成者。  
雖会赦猶除名。獄成。謂贓状露驗。及尚書省斷訖未奏者。  
とあり、疏議に

疏議曰。（中略）註云。贓状露驗者。贓。謂所犯之  
贓。見獲本物。状。謂殺人之類。得状為驗。雖在州  
縣。並名獄成。及尚書省斷訖未奏者。謂刑部覆斷訖。  
雖未經奏者亦為獄成。

と釈する。即ち、当該条にいう獄成とは贓状露驗及び尚  
書省が断を終えたが未だ奏せざる場合であり、尚書省の  
断とは尚書省刑部の覆断だというのであるが、さらに刑  
部の覆断が具体的に何を指すかについては疏議は触れて  
いない。そこで獄官令県決条を参照すると、刑部が他官  
司の獄案を受けて覆断するのは在京の事件で事尽きざる  
場合であり、具体的には大理寺から尚書都省に申上され  
た流以上若しくは除免官当の事件で都省が事尽きずと判  
断した事例が考えられる。条文の上ではこれ以外に刑部  
が覆断に当たる場面は存在しない。しかし、実際には大  
理寺及び諸州から尚書都省に申上された流罪以上若しく  
は除免官当の獄案はすべて尚書都省から刑部に下されて

省が審査して理を尽くしていないとみたものは刑部に覆  
さしめることを敷衍し理を尽くしているとされた場合も  
大理寺→尚書省（都省→刑部）→申奏の手続がとられた  
であろうとされた。このような奥村氏の理解を受けて稻  
松氏は名例律疏文に

尚書省斷訖未奏者。謂刑部覆斷訖。

とすることと、『通典』卷二十二刑部侍郎の注に

掌律令定刑名。案覆大理及諸州應奏之事。

とあることから、獄官令にいう大理寺及び諸州から申上  
された流以上若しくは除免官当の獄断に関する尚書省の  
覆審は刑部が行なつていたとされたのである。稻松氏の  
挙げられた根拠のうち、名例律疏については前述の如く  
尚書都省が事尽きずとみた在京の事件について刑部に覆  
審を命じた場合を指す可能性もあるので、『通典』の記  
事がむしろ積極的な根拠となるが、同じく刑部の職掌に  
ついて説明する『大唐六典』では大理寺及び諸州の獄断  
に対する覆審については何も触れていないので、それが  
唐制本来の手続であつたかどうかを別個に検討する必要  
がある。

そこで唐代の史料にあたってみると、『大唐六典』卷

年六月勅に

六尚書刑部に

凡決死刑、皆於中書門下詳覆。舊制皆於刑部詳覆、

然後奏決、開元二十五年勅、（中略）自今已後有犯死刑、（中略）宜令中書門下与法官等、詳所犯輕重具狀聞奏。

とあり、開元二十五年勅を引いて旧制では死刑はすべて刑部が詳覆後奏決していたとするから、開元二十五年以前は死刑の獄断は刑部が詳覆に当つていたことが知られる。

また死刑のみならず流刑の案件も含めて、大理寺の獄断は刑部によつて詳覆されていたことが次の史料から確かめられる。『大唐六典』卷十八大理寺に

大理卿之職、掌邦國折獄詳刑之事、（中略）凡諸司

百官所送犯徒刑已上、九品已上犯除免官當庶人犯流死已上者、詳而質之、以上刑部、仍於中書門下詳覆、其杖刑已下、則決之、

とあり、庶人の流・死及び有位者の除免官當は大理寺から刑部へ移送して最終的には中書・門下両省も関与する形で詳覆するものとされている。

さらに『唐会要』卷五十七尚書省諸司上に引く会昌五

漢魏以来朝廷大政必下公卿詳議。（中略）如是刑獄。亦先令法官詳議然後申刑部參覆。

とあり、刑獄については先に法官が詳議し、のちに刑部に申して參覆せしめよとしているから、法官即ち大理寺の獄断は刑部が詳覆していたと考えられる。

一方、このことは実際の裁判事例からも窺われる。

『唐会要』卷三十九議刑輕重に

（貞觀）十八年九月茂州童子張仲文忽自稱天子。口

署其流輩數人為官司。大理以為指斥乘輿。雖會赦猶

斬。太常卿摶刑部尚書韋挺奏。仲文所犯。止當妖言。

今既會赦准法免死。上怒挺曰。去十五年。懷州人吳法至浪人先置鉤陳。口稱天子。大理刑部皆言指斥乘

輿。咸斷處斬。（後略）

とある。貞觀十八年に茂州の童子張仲文が天子を自称した事件で、大理寺が指斥乘輿により斬刑に処すべしとしたのに対して、刑部尚書韋挺が賊盜律造妖書及妖言条による遠流相当の事件で且つ恩赦を経てることから死を免ずべしとした処、皇帝は貞觀十五年に起こつた類似の事件では大理寺と刑部が共に斬刑と断じたことをあげている。これによれば、死刑相当の案件では大理寺の獄断

に對して刑部が覆審を加えていたことが認められる。

右の史料はいずれも實際の覆審のあり方を示すものであるが、刑部による覆審が令制の制度的原則であつたことが公式令の関連史料からも確かめられる。唐制で臣下が皇帝に上奏する場合の文書様式の一である公式令奏抄式は仁井田陞氏の『唐令拾遺』では次のように復原されている。

右丞相具官封臣名

某部尚書具官封臣名

(某部侍郎具官封臣名)

某部侍郎具官封臣名等。云々。謹以申聞謹奏。

年月日 某司郎中具官封臣姓名 上

給事中具官封臣姓名 読

黃門侍郎具官封臣姓名 省

侍中具官封臣姓名 審

聞御画

奏抄式、刑部覆断訖送都省、都省令以下侍郎以上、及刑部尚書以下侍郎以上、俱署申奏、門下錄事勘、給事中讞、黃門侍郎省、侍中審、右祭祀、支度國用、授六品以下官、斷流已下(上カ)罪、及除免官當者、並為奏抄、覆奏画可訖、留門下省為案、更寫一通、侍中注制可、印縫署送尚書省施行、

「奏抄式」から「侍中審」までは公式令集解及び唐名例律同職犯公坐条疏議に依拠し、「右祭祀」から「並為奏抄」までは『大唐六典』によつて復原されたものである。しかし、その後、大庭脩氏は敦煌発見の公式令残巻にみえる奏授告身式をもとに前半部分について次のように復原された。(10)

位記悉毀。

ほかに大津透氏もほぼ同様の復原案を示されており、(11)奏抄式文は大略右の如くであつたとみて差し支えあるまい。とすると、『唐令拾遺』の掲げる旧復原条文の前半部分の意味が問題となる。この部分は仁井田氏が公式令任授官位(12)条集解に引く穴記によつたものであるが、当該穴記は同条本文の考解及び犯罪による除免により解薄、免簿を作成する手續を規定した部分に付されたもので、まず獄令応除免条に

凡犯レ罪応二除免及官当一者。奏報之日。除名者。

尚書某司謹奏 某某事  
左丞相具官封臣名

日唐裁判手続に関する一考察

五（五）

注記する手続を規定するもので両条は義を異にすると説く。そして続けて

但案一本令奏抄式<sup>(a)</sup>。刑部覆断訖送<sup>(b)</sup>都省。都省令以下侍郎以上。及刑部尚書以下侍郎以上。俱署申奏。奏報之日。刑部経報<sup>(c)</sup>吏部。令レ進<sup>(d)</sup>位案。注<sup>(e)</sup>毀字<sup>(f)</sup>。并造<sup>(g)</sup>簿。於<sup>(h)</sup>行事<sup>(i)</sup>无<sup>(j)</sup>煩、今此令、申奏之日。无<sup>(k)</sup>刑部卿俱署奏。太政官独奏。奏報之日。下<sup>(l)</sup>符刑部。即刑部転報<sup>(m)</sup>式部。令レ進<sup>(n)</sup>位案。注<sup>(o)</sup>毀字<sup>(p)</sup>。此転廻亦間。事涉<sup>(q)</sup>不便<sup>(r)</sup>。（傍線筆者）としており、仁井田氏は(a)を奏抄式文とし、(b)を獄官令應除免条文と解されたわけである。しかし、今奏抄式が大庭氏の復原されたものの如くであるとすると、穴記の引用文は奏抄式の様式自体を示すものではなく、獄官令應除免条の尚書都省及び刑部による除免官当の場合の具体的個別的な奏抄の例を引いたものと思われる。奏抄式では尚書省の各部が申奏の主体になるので、刑部の奏の場合、尚書都省及び刑部の官人が共に署名して上奏することは大庭氏の復原案と符合している。ところで、獄官令應除免条にいう除免官当の申奏とは公式令奏抄式によるべき流以上及び除免官当に関する申奏であり、同時に獄官令県決条によつて大理寺及び諸州から尚書省に申上

され、覆審後申奏されるそれである。そこで注目されるのは穴記所引の文が「刑部覆断訖送都省」としていることである。この一文が應除免条の除免官当、即ち元を正せば獄官令県決条にいう除免官当の申奏手続を念頭に置いたものであるとすれば、穴記の当該部分は県決条の規定する「省案覆」の尚書省内部における実態を示しているといえるのではないか。穴記が本令（唐令）では刑部が覆断して都省へ送り、奏抄式による上奏にも関与するのに、日本令では論奏に刑部卿が署せず、應除免条による位記の破毀には改めて刑部省に下符しなければないので不便であるとして殊更に日唐の相違を強調していることも、唐制における刑部の覆審が令文に基づく制度的なものであつたことを推測させる。

さらに公式令に関連していえば、公式令受事条をめぐる史料からも大理寺の獄断と刑部の覆審の関係が確かめられる。『旧唐書』刑法志に載せる元和四年九月勅に  
刑部大理、決断罪囚、過為淹遲、是長姦倖、自今已後、大理寺檢斷、不得過二十日、刑部覆下、不得過十日、如刑部覆有異同、寺司重加、不得過十五日、省司量覆、不得過七日、  
とあり、大理寺の檢斷については二十日、刑部の覆断に

ついては十日を限り、刑部が異議をもつた場合の大理寺の差戻し審の日限も七日と定めている。<sup>(13)</sup> 公式令受事条では「獄案三十日程」とし、覆審については「中事十日程。謂須検覆前案、及有勘問者」の規定が適用されるが、ここで具体的に大理寺の獄案と刑部の覆審を例として期限を定めており、大理寺の獄案に対する覆審が刑部によつて行なわれていたことが認められよう。

以上によつて、唐制においては大理寺及び諸州の下した流以上若しくは除免官当の獄断については制度的に刑部が覆審に当つていたことが明らかになつたと考えるので、次に章を改めて日本令における覆審制の実態について検討することにしたい。

## 二 養老獄令郡決条における太政官の覆審

稻松尚子氏によれば、日本での獄令郡決条に規定する太政官の覆審は実際には刑部省が行なうのが令の法意であつたとされるが、その論拠とするところは公式令受事条集解の記事である。公式令受事条は太政官以下の諸司の案件処理の期限を定めるが、そのうちの「獄案四十日程」とする部分について義解は

謂。(中略) 但判事之受一獄案一覆断者。不レ可レ給

二四十日程。准レ検一覆前案。可レ給二十日程也。

としており、獄案の作成は四十日の程限が定められているが、判事が獄案を覆断する場合は前案の検覆に准じて程限を十日としている。さらに続く義解に対した問答に

問。義云。判官之受一獄案一覆断者。不レ可レ給一冊申云。諸國斷二流以上若除免官當。皆連二寫案一訖。雖レ未レ經レ奏。亦為一獄成一者。案レ之。諸國所レ斷之流以上及除免官當等覆斷是耳。

とあり、そこで「私案」は「獄令郡決条には諸国が断する流以上若しくは除免官当については太政官に申上し、官が案覆して理尽きれば申奏する旨が規定されているが、一方、名例律除名条によると刑部が覆断を訖えれば未だ申奏せずとも獄成ると規定されている。これを案するに、判事の受ける獄案とは諸国が断定し申上するところの、流以上及び除免官当についてのそれを指し、この獄案を判事が覆断するとみなしうる」と解釈している。

ここにみえる獄令規定の太政官案覆と名例律疏にみえる刑部省覆断は一見矛盾する如くであるが、稻松氏はこれを太政官(弁官)を通して事実上は刑部省がその案覆

を行なうべく律令に規定されていたと解せば両者間の矛盾は止揚しうるとして、太政官の覆審は弁官を経由して実際には刑部省が行なうのが法意であつたとされた。

しかし、「私案」の引く獄令条文及び名例律疏文はいずれも唐の獄官令、名例律疏議をもとにしているので条文継受の実態について十分に検討しない限り、「私案」の解釈が妥当であるとは速断できない。そこでまず養老名例律除名条と唐名例律十惡反逆縁坐条を比較してみると、唐律では

諸犯十惡。故殺人。反逆縁坐。獄成者。雖會赦猶除名。獄成。謂贓狀露驗。及尚書省斷訖未奏者。

疏議曰。(中略) 尚書省斷訖未奏者。謂刑部覆斷訖。雖未經奏者亦為獄成。

とする。一方、養老名例律除名条では

凡犯二八虐。故殺人。反逆縁坐。獄成者。雖レ會  
レ赦猶除名。獄成。謂。贓狀露驗。及省斷訖未レ奏者。

と規定しており、疏文には

省斷訖未レ奏者。謂。刑部覆斷訖。雖レ未レ經レ奏亦

為二獄成。

とある。両者を比較してみると、養老律は本注、疏文とともに唐律の「尚書省」を「省」に改めているほかほぼ同

文であることが知られる。特に疏文の「謂」以下は唐律疏議の全くの引き写しである。一方、獄令についていえば、前掲の唐獄官令県決条後段に

若大理寺及諸州、斷流以上、若除免官當者、皆連写案狀、申省、案覆理盡申奏、

とあるのに対して、養老獄令郡決条では

刑部省及諸國。斷二流以上若除免官當者。皆連二寫案。申二太政官。按覆理尽申奏。

としており、唐令の「大理寺」「申省」をそれぞれ「刑

部省」「申太政官」に改めている。このようにしてみると養老律令の条文構造において、名例律の刑部(省)覆

断と、獄令に規定する太政官覆審という矛盾が生じたのは唐制の継受に当つて律が「尚書省」を「刑部省」に改めたのに対し、令では「省」を「太政官」に置き換えたことによることが明らかである。名例律の場合には唐律疏議に「刑部覆断」とあることに引かれて唐律の「尚書省」を「省」(刑部省)と改めたのであろうが、このことが形式上の矛盾を生む原因になつた。本来であれば律と令の整合性に配慮しながら継受の作業を行なわなければならぬのであるが、ここでは律と令が別個の作業の下に継受された可能性が高い。このような唐制継受の

上の律・令間の齟齬の例はほかにも先学によつて指摘されており、十分に考えられることである。<sup>(15)</sup> とすると、「私案」の解釈はあくまでこの齟齬を矛盾なく理解するための解釈に過ぎず、これのみによつて、日本においても獄令郡決条にいう太政官の覆審を刑部省が行なつていたとすることには慎重にならざるを得ない。『令集解』の注釈の中ではこれ以外に諸国の流以上若しくは除免官当の獄断について刑部省が覆審していたとする説は見当らないのである。<sup>(16)</sup>

そもそも唐制では条文の表現の上でみる限り、名例律・獄官令ともに大理寺及び諸州の獄断に対する覆審は尚書省が行なう形になつており、律・令間で矛盾はない。ただ、その尚書省による覆審の実態が前章で確認したように尚書省刑部による覆審だというだけのことである。ところが、日本律令においては、獄令郡決条にいう太政官の「按覆」の実態が刑部省の覆審だと解すると、刑部省が断じた流以上若しくは除免官当の獄断を刑部省自身が覆審するという奇妙な手続になつてしまふのである。

これは唐制には大理寺と刑部の二つの司法機構があり、且つ刑部は尚書省の一部である為に大理寺の獄断に対する尚書省の覆審を刑部が行なうと解しても問題は生じな

いのであるが、日本では稻松氏も指摘された如く形式的には刑部省が大理寺と刑部を統合した官司である一方、太政官からは独立している為に生じた齟齬である。

右の問題について稻松氏は刑部省が流以上若しくは除免官当を断じた場合には直接太政官に申上されると解することで解決を図ろうとされた。

これに対し、森田悌氏は選叙令応叙条集解の穴記に問。式部選文十月一日進レ官。更下レ省哉。又官選文有レ下二式部一哉。答。依レ法送レ官。但諸司選文同共更下レ省耳。官選文亦下レ省令レ勘。為レ造ニ考文一故也。

とあり、式部作成の選文案が太政官へ提出された後、他の諸司選文原案と同様に式部省へ下符され覆勘されないと考えられるので、かかるあり方に準じて刑部省の獄案が太政官へ提出され、次いで省に下符され覆断される手続を想定しても不都合はなく、同一官司による覆断であつても時期を異にすることによつて有意味になるとされ<sup>(17)</sup>る。

そこで、今改めてこの問題について考えてみると、少なくとも除免官当については刑部省は推断後、太政官に申上し、太政官が直接申奏していただと思われる。前章で

考察した如く唐制では公式令及び獄官令によつて大理寺が除免官当を断じた場合、刑部が覆断して尚書都省に申し上し、奏抄式により都省と共に申奏していた。これに対し、養老獄令除免条には

凡犯レ罪応除免及官当者。奏報之日。除名者。  
位記悉毀。（後略）

とあるのみで、同条からは上奏以前の覆審手続に刑部省が関与した事実を知ることはできない。また公式令論奏式条も除名を太政官による論奏事項とするだけで上奏手続には刑部省は関係しない。一方、公式令集解任授官位条の考解及び犯罪による除免の場合の解免の司の注に

謂。（中略）又犯レ罪応除免者。刑部断定申レ官。奏報了。即造免簿之類。（中略）狀云。（中略）除免之人。刑部断定申レ官。々申奏報下之時。刑部錄レ状報式部。々々刑部相並。向レ官毀位記。（中略）古記云（中略）免之司。謂刑部。言刑部断官当以上申レ官。々奏報之日刑部移式部  
令レ注毀字。（後略）

とあり、義解をはじめ令釈、古記の諸説とも刑部省が除免官当を断じた場合、直ちに太政官に申上し、太政官が申奏して奏報を得ると位記を毀つとしており、刑部省が

断定して太政官へ申上後、再度刑部省に下付して覆審するという手続を予想していない。従つて、刑部省による獄断は太政官へ申上され、太政官から直接天皇に申奏されていたと考えられる。

ところで、このように解すると稻松氏説による場合、諸国の獄断が刑部省の覆審後、さらに太政官を経て申奏されるのに比べて、刑部省の獄断については覆審の審級が一つ少なくなつてしまふが、このことについては稻松氏は流以上若しくは除免官当については論奏式により上奏して裁可を得る必要があるので、大納言以上の所謂議政官がこれに位署を加える折に議政官個々人によつて再検討がなされることによりその一端は解消されると解された。しかし、このように理解するならば、少なくとも刑部省の流以上若しくは除免官当の獄断に対する覆審については獄令郡決条の規定通り、刑部省が断じて太政官に申上し、太政官が覆審して申奏していたとみても不都合は生じないのではないかという疑問が生じる。

また、一方の諸国の獄断についても、稻松氏は六国史にみえる断罪に関する論奏の史料をもつて、諸国の獄断について刑部省が覆審していたことの例とされるが、これについても検討の余地が残されている。稻松氏によつ

て国断に対する刑部省覆審の例として挙げられた論奏の事例としては『日本三代実録』に載せる次の四例がある。

一、貞觀三年十月二十八日条。二、貞觀八年十月二十五日条。三、貞觀十年十月二十八日条。四、貞觀十六年十月十九日条。（史料全文は次章に掲げる。）これらの史料においてはいずれも「法官覆案」「刑部省斷罪文云」「下刑部省令覆案」などの表現が用いられており、刑部省の断罪を受けて太政官が論奏式により上奏したものであることが知られる。また内容はいずれも諸国における事件であり、形式的には国断を刑部省が覆審したことになる。獄令郡決条では諸国から太政官に申上された獄案で太政官が覆審した結果、事尽きざる場合は専使を派遣して推問することになつており、刑部省が単独で覆審に当たるのは在京諸司からの案件のみである。そこで利光三津夫氏は右の諸国の獄案に対する刑部省の覆案が貞觀期に集中していることもあつて刑部省の権限が平安初期に拡大したことを示すものとされたが、稻松氏は貞觀期に集中している点は他の国史に比べて記事の詳細な『日本三代実録』の性格に由来するに過ぎないとした上で、右の史料は郡決条にいう太政官覆審の実際を示すもので、律令の法意において既に太政官覆審は刑部省が行なうことに

なつていたと解された。

しかし、稻松氏は特に問題とされなかつたが、ここでは右の史料がいづれも論奏式によつていること、またすべてその年の十月に上奏されていることが注目される。公式令論奏式条には論奏事項として「断流罪以上及除名」が挙げられているが、当該部分の義解には、

謂。此所司不レ得「專断」。事必須「議奏」者。假如。

獄令。犯レ罪応入「議請」者。於レ官議定。雖レ非「六議」。但本罪応レ奏。処断有レ疑。及經レ断不レ伏者。亦衆議定之類是。但刑部及諸國。斷ニ流以上及除免官當一者。連ニ写案。申ニ太政官。雖ニ是流以上一。而非ニ可レ議者。故入ニ奏事一也。

とあり、論奏式によつて奏上されるのは獄令犯罪応入条にいう本罪奏すべくして疑い有る場合であり、通常の諸國及び刑部省が流以上及び除免官當を断じて太政官が覆審し理尽きた場合は奏事式によるべしとしている。集解諸説ではほかに令狀も同様の解釈を示している。これらの平安初期の注釈によるならば、貞觀年間の論奏式の史料をもつて直ちに令制本来の制度として獄令郡決条にいう太政官覆審を刑部省が代わつて行なつていたとはみなし難いと思われる。

次に、右の論奏がいづれも十月に奏上されていることに目を向けると、これらは毎年の十月に刑部省が一括して申上した年終断罪文を受けたものであつたと考えられる。延喜刑部式には

凡流罪以下隨レ發且断。其死刑者。皆惣断十月四日申レ官。即断文令<sup>二</sup>判事屬申送。

とあり、刑部省の断じた死刑の断文は十月四日に同省の判事から太政官に申送すべきものと規定している。また延喜太政官式には

凡刑部省所レ申断罪文者。造<sup>二</sup>通<sup>一</sup>。十月四日進<sup>二</sup>弁官<sup>一</sup>。即日史讀申。外記覆勘造<sup>二</sup>論奏<sup>一</sup>。廿日以前奏聞。謂。流罪以上及除免官當。

とあり、刑部省断罪文を受けた太政官は論奏の形式で奏上するものと定めている。そこで再び前掲の論奏の事例をみると、いざれも刑部省の断罪を受けて論奏の形式によつて奏上されていること、個々の事件の量刑が死刑であること、また複数の事件を一括して掲げているから、これらは個別の事件を対象とする刑部省の覆断ではなく、たと考えられる。ところで、『類聚三代格』弘仁六年十一月二十日官符には

於レ行<sup>二</sup>大辟<sup>一</sup>秋冬無レ妨。而頃年有司必至<sup>二</sup>于年終<sup>一</sup>乃奏<sup>二</sup>刑書<sup>一</sup>。（中略）宣<sup>二</sup>自今以後。十月初断奏訖<sup>一</sup>。但始レ自<sup>二</sup>十一月一日<sup>一</sup>至<sup>二</sup>于十二月十日<sup>一</sup>常行<sup>二</sup>祭事<sup>一</sup>。不レ得レ令下<sup>二</sup>京官<sup>一</sup>此限内決<sup>中</sup>戮刑<sup>上</sup>。とし、年終に刑書を奏するを改めて十月初めに奏すべきことを命じてあるが、さらに同官符に引く延暦十四年官符には、

流罪者不レ待レ時以且断申。其死罪者悉待<sup>二</sup>年終<sup>一</sup>断申。

とみえるので、論奏式による年終断罪文上奏の方式はこの頃に確立したと思われる。従つて、このことからも貞觀年間における論奏式の事例をもつて刑部省が太政官に代わつて国断に覆審を加えるのが令制本来のあり方であつたとすることは困難であるといえよう。

翻つて、今一度集解諸説に目を向けると、明法家の注釈の中にも件の「私案」とは異なつて、獄令の規定通り諸国の獄案を太政官が覆審していくことを前提とする解釈を示すものがある。前述の如く公式令集解任授官位条において、義解、令釈及び古記は刑部省が除免官當を断じた場合を例として太政官に申上せよとするが、穴記は諸国が除免官當を断じた場合を例にとつて、

其諸國断二官當以上一申レ官。々案覆。仮十日程了

申奏。々報日則下二刑部。々々移二式部。於レ官  
毀訖也。

としており、諸國の官當以上の獄案は太政官が「案覆」して十日を限つて申奏し、奏報の日に刑部省に下符して式部と共に犯人の位記を破毀させると解している。十日というのは公式令受事条に

凡受事。(中略) 中事十日程。謂檢二覆前案一。

とあり、「獄案四十日程」に付された義解がこれを引いて獄案の覆審は十日としているのに一致するから、穴記によれば、諸国の獄断を受けてから十日の間に太政官が覆審して申奏していたことになる。

いざれにしても前掲の四例の論奏の事例から直ちに獄令郡決条にいう太政官の覆審は刑部省が行なうのが法意であつたとすることは困難であり、むしろ、それらの記事は令制本来のあり方とは異なる新たな覆審制の実態を示す史料とみなしうる。唐制とは異なり、日本では獄令郡決条にいう太政官の覆審を刑部省が行なつていたとする積極的な根拠はなく、少なくとも獄令郡決条の法意においては刑部省及び諸国が断じた流以上若しくは除免官当の獄断については太政官が覆審することになつていた

とみて差し支えあるまい。

ところで、六国史には前掲の四例の他ほかにも太政官論奏による断罪例がみられ、それらも獄令の規定とは異なる新たな覆審制のあり方を示していると思われる所以、次に章を改めて検討したい。

### 三 六国史における断罪の論奏と覆審制の変化

六国史の中で太政官論奏の形式で奏上されたとみられる断罪例としては管見の限りでは次の史料が挙げられる。

1 齊衡元年十月甲戌条

公卿奏讞。伊豆前守外從五位下百濟宿祢康保段二殺部下百姓數人。康保罪當レ死。詔減二死一等一處二之遠流一。

2 天安元年十月辛卯条

群臣奏曰。檢非違使奏言。犯二死罪一者一人。請レ誅レ之。詔減二死一等一處二之遠流一。

3 天安二年十二月八日乙未条

太政官論奏曰。対馬島下県郡擬大領外少初位下直氏成。上県郡擬少領无位直仁徳等。率二部内百姓首從十七人。發レ兵射二殺守正七位下立野連正峯及從者

榎本成岑等。氏成等罪皆當レ斬。詔減<sub>二</sub>死一等。處<sub>二</sub>之遠流。須<sub>二</sub>去十月十日以前依レ式奏讞。而奉<sub>レ</sub>葬<sub>二</sub>文德天皇。未<sub>レ</sub>滿<sub>二</sub>廿日。亦皇太子未<sub>二</sub>即位。故延而行レ之。非<sub>レ</sub>緩也。

4 貞觀二年閏十月二十五日是日条  
太政官論奏。美濃国恵奈郡人県万歳麻呂。殺<sub>二</sub>百姓三人。法官斷レ罪。當<sub>二</sub>斬刑。詔減<sub>二</sub>死一等。處<sub>二</sub>之遠流。

5 貞觀三年十月廿八日戊辰条

太政官論奏曰。尾張国人敢臣繼吉。敢臣宗貞等殴<sub>二</sub>殺宗貞兄敢臣繼雄。信濃国人壬生稻主殴<sub>二</sub>殺妻母刑部子刀自女。上野国人神人繼道故<sub>二</sub>殺布師貞。淡路國浪人物部冬男鬪<sub>二</sub>殺錦織広人。遣<sub>二</sub>正六位上行治部少丞安倍朝臣興氏。從七位上行勘解由主典伴連貞宗等於上野國<sub>一</sub>推レ之。自余國司斷而言上。法官覆案。罪皆當レ斬。詔減<sub>二</sub>死一等。處<sub>二</sub>之遠流。

6 貞觀八年十月廿五日丙申条

(a) 太政官論奏曰。刑部省斷罪文云。讚岐國浪人江沼美都良磨。殺<sub>二</sub>香河郡百姓県春貞。春貞妻淨子申訴云。美都良磨於<sub>二</sub>春貞宅<sub>一</sub>。相共飲酒。言論相鬭。春貞叫曰。吾為<sub>二</sub>美都良磨<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>刺之。驚而見<sub>レ</sub>之。

(b) 越前國足羽郡人生江恒山。因幡國巨濃郡人占部田主等。殴<sub>二</sub>傷備中權史生大宅鷹取。并殴<sub>二</sub>殺鷹取女子<sub>一</sub>。恒山等言。隨<sub>二</sub>私主右衛門佐伴宿称中庸教<sub>一</sub>。殴<sub>二</sub>殺鷹取女子<sub>一</sub>。（中略）須下以<sub>二</sub>中庸<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>首處中斬刑上。而身犯<sub>二</sub>大逆<sub>一</sub>。降配<sub>二</sub>遠流<sub>一</sub>。不<sub>二</sub>更斷<sub>一</sub>レ。血出<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>左脇<sub>一</sub>即死。同郡人秦成吉等与<sub>二</sub>春貞。美都良磨等<sub>一</sub>。同飲之人也。而相鬭之場。雖下以<sub>二</sub>言詞<sub>一</sub>相諫上。而遂不<sub>二</sub>相救助<sub>一</sub>。國司斷云。鬭訟律云。鬭殴殺<sub>レ</sub>人者絞。以<sub>レ</sub>刃及故殺<sub>レ</sub>人者斬。雖<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>鬭而用<sub>二</sub>兵刃<sub>一</sub>殺者。與<sub>二</sub>故殺<sub>一</sub>同。准<sub>レ</sub>犯據<sub>レ</sub>律。合<sub>二</sub>斬刑<sub>一</sub>者。又捕亡律云。隣里被<sub>二</sub>殺人告<sub>一</sub>而不<sub>二</sub>助救<sub>一</sub>者杖一百。成吉等在<sub>二</sub>殺<sub>レ</sub>人處<sub>一</sub>。不<sub>二</sub>助救<sub>一</sub>准<sub>二</sub>律條<sub>一</sub>。各處<sub>二</sub>杖一百<sub>一</sub>。刑部省覆斷云。國斷有<sub>レ</sub>失。何者案<sub>レ</sub>律。鬭而用<sub>レ</sub>刃。即有<sub>二</sub>害心<sub>一</sub>。仍處<sub>二</sub>斬刑<sub>一</sub>。但不<sub>レ</sub>同<sub>二</sub>於故殺<sub>一</sub>。而引下故殺及用<sub>二</sub>兵刃<sub>一</sub>殺等之文上。此國司之謬斷也。又淨子詞云。成吉等与<sub>二</sub>春貞。美都良磨<sub>一</sub>相鬭之場。雖下以<sub>二</sub>言詞<sub>一</sub>相諫上。而遂不<sub>レ</sub>救。淨子聞<sub>二</sub>春貞之叫<sub>一</sub>。纔知<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>刺。然則成吉等。醉中不<sub>レ</sub>覺下美都良磨害<sub>二</sub>春貞<sub>一</sub>之心上。非<sub>二</sub>聞<sub>レ</sub>告而不<sub>レ</sub>助。見<sub>レ</sub>刺而不<sub>レ</sub>救者也。仍改斷<sub>二</sub>無罪<sub>一</sub>。（中略）

罪。恒山田主為レ從減二等。並合二遠流者。

降恩詔。斬刑減死一等。處之遠流。自余並依省斷。

7 貞觀十年十月廿八日戊子条

太政官論奏曰。刑部省斷罪文云。斎宮寮史生徒八位上県造當世刃殺助正六位上藤原朝臣豊本。伊勢國司徒五位上行權守藤原朝臣宣。從五位下行權介藤原朝臣広守斷罪違レ律。

前志摩守正六位上高橋朝臣繼善犯用官物。私當公田。過役雜徭。國掌秦貞雄殴殺百姓日置福益。法官覆案。富世。貞雄當レ斬。宣。広守贖刑。繼善遠流者。詔。富世貞雄殴死一等。處之遠流。自余論レ之如レ法。

8 貞觀十一年十月廿六日庚戌条

太政官論奏曰。刑部省斷罪文云。貞觀八年隱岐國浪人安曇福雄密告。前守正六位上越智宿祢貞厚。与新羅人一同謀反逆。遣レ使推レ之。福雄所告事是誣也。至レ是法官覆奏。福雄應反坐斬。但貞厚知三部內有殺人者不舉劾。仍應官當者。詔。斬罪宜下減二等一處中之遠流上。自余論レ之如レ法。

9 貞觀十三年十月廿三日乙丑条

太政官論奏曰。越前國守從四位下弘宗王。為百姓所レ訴。增出拳之數。欲レ私其息利。左京人大初位下佐伯宿祢弥惠偽造内印。刑部省斷曰。

弘宗身卒。不更論レ罪。弥惠罪應絞刑。詔絞刑宜下減二等處中之遠流上。

10 貞觀十六年十月十九日甲戌条

太政官奏。沙弥教豐。俗名上毛野豐麻呂。沙弥善福。俗名水取貞江。於丹波國船井郡率濫僧卅餘人殺勸學院使日奉全吉。支解其體。行レ火燒民屋二家。并燒殺一女。下刑部省令覆案。並當斬刑。石見国人若枝部豊見。鬪殴殺レ人。當絞刑。勅。宜下減死一等並處遠流上。

11 貞觀十八年十月廿二日乙丑条

太政官奏。甲斐國都留郡人當麻部秋繼鬪殺同郡百姓丈部鷹長。罪當絞刑。勅。宜下減二等一處中之遠流上。

12 元慶三年十二月十五日庚子条

太政官奏曰。右京人大初位下井上伊美吉直繼以鉏刃殴殺井上伊美吉真雄。紀伊國浪人當麻真人岑吉射殺建部今雄。刑部省覆案。並當斬刑。但

馬国氣多郡人彼國前医師從八位上日置部是雄。无位日置部衣守放レ火。燒不動襦一千冊八斛五斗并倉四。依レ格応二格殺。佐渡国浪人高階真人利風鬪二殺雜太団權校尉道公宗雄。及喝取高階真人有岑財物。賀茂郡人神人勲知雄。道古。今人。為二鬪殺之徒。大田部志真刀自女。服牟志子女。見レ殺不レ救。利風當二絞刑。勲知雄。道古。今人徒三年。志真刀自女。牟志子女當二杖一百。詔曰。死罪宜下降二等一處中之遠流上。徒以下罪。依二十一月廿五日詔旨一免除。

13元慶四年十月廿六日丙午条

太政官論奏曰。安倍吉岡誣二告大逆。罪當二斬刑。詔減二死二等。處二之遠流。配二佐渡国。

14元慶五年十月十六日辛卯条

太政官奏。右京人宮門有常。故二殺有道今出磨。備中國窪屋郡人真髮部成道。故二殺大市貞繼。檢非違使覆案。奏三有常等罪當二斬刑。詔降二死一等。處二之遠流。

15仁和元年十二月廿三日癸酉条

(a) 先レ是。右京人散位徒七位下大石忌寸福麻呂。私雕二官印。捺二偽官符。壳二官地子穀百五十斛。

(b) 又備前国上道郡人白丁山吉直同郡人白丁秦春貞鬪二殺讚岐国鶴足郡人宗我部秀直。同郡人建部秋雄等。正五位下行權守源朝臣加断レ罪。以二吉直一為レ首。處二絞刑。春貞為レ徒。合二徒三年。

(c) 又謀首筑後據從八位上藤原朝臣近成。從少目從七位上建部公貞道。左京人大宅朝臣宗永。蔭子无位在原朝臣連枝。蔭孫大初位下大秦宿祢宗吉同レ謀。無レ加レ功。蔭子正六位上清原真人利蔭。無位藤原朝臣宗扶。前医師少初位上日下部広君。白丁八多朝臣久吉岑。同レ謀不レ行。前據正六位上藤原朝臣武岡。左京人大宅朝臣近直等。率二數十人一夜圍二守從五位上都朝臣御西館。射二殺御西。詔遣下二彈正少

弼從五位下安倍朝臣肱主等於大宰府。推中問事由上。

刑部省處「近成斬刑」。貞道官當除名。宗永年七十。

贖銅百斤。連枝宗吉二人並近流。利蔭官當除名。宗

扶久吉岑一人並近流。廣君處「斬刑」。武岡除名。

近直徒三年。府司大監正六位上平朝臣高平。大典正七位上秦忌寸末吉。從七位下御船宿祢貞範。少典正八位下清科朝臣全棟等。追捕罪人。拷掠違法。放免自由。刑部省節級處罪。贖銅有レ差。是日。太政官奏聞。詔曰。死罪宜下減二等處中之遠流上。自余依省斷焉。

16 仁和二年五月十二日庚寅条

先レ是。石見国迹摩郡大領外正八位上伊福部直安道。那賀郡大領外正六位下久米岑雄等。發百姓二百十七人。帶兵仗。圍守從五位下上毛野朝臣氏永。奪取印匙駅鈴等。授傍吏。詔遣式部大丞正六位上坂上大宿祢茂樹。推中問事由上。刑部省斷云。安道応官當解任。徒一年。贖銅十斤。岑雄応贖銅九斤。自余百余人節級處罪。(中略)又守氏永為安道等所レ圍之時。逃隠於介外從五位下忍海山下氏則館。(中略)以レ劍殴傷氏則妻下毛野屎子。及從女大田部西子。即奪取屎子所レ着之大衣

一領。自被逃去。刑部省斷云。依レ律。所犯當近

流。身帶從五位下。請減一等。徒三年。以

徒五位下當徒二年。余徒一年。以六位以下

當徒一年。仍即解見任職事。又氏永殴傷氏

則妻之後。逃走隱山中。據從七位下大野朝臣安

雄。率郡司百姓卅七人。捉獲氏永。打縛其

身。籠閉倉中。刑部省斷云。安雄応官當解任

徒一年。所レ率郡司百姓。節級處斷。去年十月四

日。刑部省斷文進太政官。十二月廿七日外記覆

勸作論奏。請公卿署。而正三位行中納言兼民部

卿陸奥出羽按察使在原朝臣行平所レ執狀四條。參議

右大弁從四位上兼行勘解由長官文章博士橘朝臣広相

所レ執狀七條。並別奏。不肯連レ名。其所レ執狀。

事多不レ載。二卿別執遂不レ省。至レ是加レ署。即日

奏聞。詔曰。宜レ依省斷。

\* (出典は1・2が『日本文德天皇実録』、他は『日本三代実録』である。傍線及び(a)(b)(c)の記号は筆者による。)

これらの論奏式による断罪の申奏はすべて十月から十二月の間に集中しており、年终断罪奏であったと思われる(1・2は論奏であることは明記されていないが、日

付からいって年終断罪奏である可能性が高いのでここに含めた)。

内容をみると、7(b)・15(a)・16だけが流相当の事件であり、他は基本的に主犯が死刑に相当する事例である。このうち5・6(a)・7・10が、稻松氏が獄令の法意において諸国の流以上若しくは除免官当の獄断を刑部省が覆審していたことを示す例として挙げられたものである。

但し、5と7は「法官覆案」とするのみで刑部省の覆審であることは明記されていない。後に触れるように、2と14では検非違使が覆案に当つてるので、厳密にいえば、「法官」が必ずしも刑部省を意味することは限らないが、とりあえずは刑部省覆審の例とみて論を進めるこにする。尚、ほかに8・12も「法官覆奏」「刑部省覆案」の表現を用いている。

そこで、まず5・6(a)・7・10についてみると、5は尾張、信濃、上野及び淡路国における殺人事件を対象としており、上野国については推問使を派遣して推断せしめ、他の三国については国司に推断のうえ言上させ、法官が覆案した結果、皆斬刑に当るとするも、詔によつて死一等を減じて遠流に処せられている。ここでは太政官が推問使を派遣する場合と国司に推断の上言上させる場

合に区分されていることが注目される。  
6(a)は讃岐国における殺人事件について国断を刑部省が覆審したものであるが、「国断有失」として、刑部省がこれを破棄し自判している。

7(a)も伊勢国における殺人事件について、国断が「違律」として刑部省が覆断し、斬刑に当るとした事例である。

10は丹波国において沙弥が勸学院使を殺害し、民家に放火して人を死に至らしめた事件で、国断を経ているかどうかは明らかではないが、刑部省に下して「覆案」せしめた結果、斬刑に当るとされている。

以上の四例のうち6(a)・7(a)は国断を受けて刑部省が覆審しているが、それぞれ「国断有失」「違律」とあり、国断に疑いがあつて刑部省が覆断したもので、獄令の規定に則していえば犯罪応入条により、本罪奏すべくして処断に疑いが有り、太政官と刑部省の合議体によつて覆断される場合に相当する。但し、ここでは太政官と刑部省の合議ではなく、刑部省が単独で覆断している。

次に8は隠岐国で国司の反逆を密告するものがあり、推問使を派遣した上で「法官」に覆奏させている。ほかにも15(c)・16で詔によつて推問使を派遣し、これを受け

て刑部省に断罪を命じている。特に16は二人の公卿が刑部省の断罪を受けた太政官の論奏への署名を拒否しておる、稻松氏が刑部省の断に疑義がある場合には論奏に署名する段階で議政官構成員が個別的に審査していたことを示す例とされたものである。尚、記事の詳細をみると石見国で郡司が百姓を率いて国司を襲撃し印匙駅鈴を奪取した事件について、詔によつて派遣された推問使の復命を受けて刑部省が断罪を行なつたものであり、通常の流以上の国断が中央へ送られて覆審を受けた事例ではない。さらに推問使を派遣したのは元慶八年六月で刑部省が断文を進上したのは翌仁和元年十月であり、足掛け二年を経過しているから、当初事件を重大視した太政官が詔を得て推問使を派遣したが、復命を受けた太政官内部で結論を得ず、刑部省に覆断せしめたものと思われる。<sup>(2)</sup>最終的な論奏の段階で署名を拒否する者が出たのはそのような事情によるものであろう。

このように右の諸例では地方の事件について刑部省が断罪・覆断を加えているが、いざれも獄令郡決条が予想する通常の国から中央へ申上された獄案を刑部省が覆審した例とは断定し難いのである。もつとも稻松氏の挙げられた例の中で10は推問使派遣のことが記されていない

から、国断の有無ははつきりしないものの、「下刑部省覆案」という表現をみる限りでは国断を刑部省が覆審した例とみなしうるし、ほかに12も紀伊国の浪人の殺人を対象とし、「刑部省覆案」としているから、国断に刑部省が覆審を加えたとみなすことも一応可能である。

しかし、史料全体を仔細に眺めると、一方で4・9のように地方の事件で単に「法官断罪」「刑部省断」として、国断を前提とした覆審ではなく、刑部省が直接推断したことを見出す例がみられる。或いは、15(b)のように地方の事件で国司による断文を引きながら刑部省による覆審の有無が論奏の文面の上に全く表われていないものがある。もちろん15も日付からいつて年終断罪奏とみられるから、元になる断罪文は刑部省が作成した筈であり、その意味では刑部省の覆審を経ているといえる。しかし、5のように地方の事件で詔によつて推問使を派遣するものと国司に断罪後言上させるものを区別している例と合わせて考えると、制度的にすべての国断が刑部省によつて覆審されていたのではなくて、刑部省に地方の事件について断罪・覆審を行なわせるかどうかを決定する権限は太政官に属しており、太政官が必要と認める事件、即ち処斷に疑いのある場合や反逆、国司殺害等の特別な事

件の場合に刑部省に下して具体的な断罪擬律を行なわせたものと思われる。その上で、内外のすべての流以上及び除免官当の獄案が刑部省で年終断罪文としてまとめられたのであろう。

また獄令郡決条の規定では在外の事件は国断を覆審して事尽きざる場合、即ち事実関係に疑問のある場合に推問使を派遣することとし、理尽きざる場合、即ち国の法適用に誤りがあり、「処断有疑」とされる時は犯罪応入条により、太政官と刑部省の合議体で断定することになる。しかし、右の実例では国断を経ずに直ちに推問使を派遣していたり、「国断有失」「違律」といった国の処断に疑いがある場合に刑部省に単独での覆断を命じているので、獄令所定の手続に変化が生じていたと考えられる。

そして、この時期の制度的な変化を示すものとして見逃しえないので2・14のように内外の事件について検非違使が断罪・覆審を行なつていることである。これによつて当該期の刑部省による覆審も検非違使の出現に対応する新たな手続きとしてとらえる必要が認められると思ふ。

確かに稻松氏が指摘された如く論奏による断罪の事例が史料上貞觀期に集中していることは事実であるが、その内容を詳細にわたつて検討すると、この時期における覆審制の変化の様相が認められる。年終断罪奏自体についてみても、前章に掲げた延暦十四年及び弘仁六年官符では年終の上奏を命じているのは死刑相当の事件のみであるが、貞觀期の論奏の事例では流罪も含まれている。そして、六国史をみると弘仁年間までは年終断罪奏以外で年度の途中で流罪を断じた史料がみられるが、管見の限りでは天安年間以降はそうした例はみられず、流以上の断罪はすべて年終断罪奏の形で記載されている。<sup>(22)</sup>このことはある時期に内外のすべての流以上及び除免官当の

先に、この時期に「法官」という場合、必ずしも刑部省に限らないことを指摘したが、ここでの「法官」は組

獄案が原則として刑部省に集められ、年終断罪文としてまとめられるようになつたことによつているのではなかろうか。前掲の延喜太政官式では

凡刑部省所申断罪文者造二通。十月四日進弁官。  
即日史讀申。外記覆勘造論奏。廿日以前奏聞。謂  
免官當。罪以上及除。

とし、注記によれば流罪も年終断罪奏によることになつてゐる。一方、延喜刑部式には

凡流罪以下隨レ發且断。其死刑者。皆惣断十月四日

申レ官。即断文令判事屬申送。

とあり、刑部省が流罪を断じた場合は隨時太政官へ送ることになつてゐるから、両条を整合的に理解するならば、流罪については一旦太政官に集められた獄案が刑部省に一括して下符されて、最終的に刑部省が年終断罪文を作成することになつたのだと思われる。ちなみにこの方式は森田悌氏が引かれた式部作成の選文案の覆勘手続と類似しており、当該期においては森田氏の想定された手続が行なわれていたとみられる。

要するに、前掲の論奏による断罪の諸例においていくつかの異なる覆審の類型がみられるのは、基本的には年終断罪奏が確立する過程で内外の流以上及び除免官當の

獄案がすべて一旦刑部省へ下付されて年終断罪文に載せられるようになつた結果であるといえる。その中で刑部省が特に断罪覆審を行なつてゐるものがあるのは利光三津夫氏が説かれたように当初、諸国及び刑部省から太政官に申上された流以上及び除免官當の獄案を太政官が覆審して処断に疑いがある場合、獄令犯罪應入条によつて太政官と刑部省の合議體によつて断定されていたものが、時代が下つて刑部省に単独での覆審を命じるようになつた為であろう。

但し、このことが利光氏の説かれたように刑部省の権限の拡大とみなしうるかどうかは疑問である。唐制の尚書都省とは異なり、日本においては裁判制度における最終審としての太政官が実際に機能しており、このことは覆審制の実態を見る限り、令制の当初から平安初期に至るまで一貫してゐるからである。確かに貞觀期には内外の獄案は一括して刑部省が年終断罪文にまとめていた。しかし、その前段階では事件によつて太政官の判断で推問使を派遣したり、刑部省に擬律を中心とする覆断を命じてゐるし、刑部省の断罪文作成後も論奏の段階で太政官が独自に審査を加えているから、この時期にも太政官が実質的な司法機能を有していたと考えられる。むしろ、

檢非違使の活動の本格化にともなつて組織としての刑部省の活動は低下し、明法官人を中心とする断罪・覆審は行なつてゐるもの、実質的な裁決権は太政官が掌握していたと思われる。

九世紀末以降は刑部省断罪文の朝廷断獄手続における存在意義が薄れ、これに代わるものとして明法勘文が登場し、さらに十世紀後半には明法家の罪名勘申に基づいて公卿が陣定において裁定を行なう手続が一般化していく。また摂関期には朝廷裁定手続が太政官主導型から天皇主導の勅裁型へ変化することがいわれている。従つて、貞觀期の太政官主導による覆審制の実態はそこへ至る過渡的な形態とみなすべきものであろう。

いずれにしても貞觀期の論奏による断罪例は新たな覆審制のあり方を示すものであり、これらの史料から獄令郡決条の法意において太政官の覆審を刑部省が行なうことになつていたとすることは困難だといわざるを得ないのである。やはり、唐制とは異なり、日本では獄令の規定通り、太政官が刑部省及び諸国の獄案の覆審に当つていたと解すべきであろう。

ところで、右のような日唐の裁判手続における相異の背景には両者の司法機構の機能上の差異が存在していた

と思われるので、最後に章を改めてその点について論じてみたい。

#### 四 太政官の司法権限と日唐司法官制の差異

前章までの考察により、唐制では獄官令に規定する大理寺及び諸州の流以上若しくは除免官当の獄断に関する覆審は尚書省刑部が行なうことになつていていたのに対して、日本では尚書都省に相当する太政官が覆審に当たるのが獄令の法意であることが明らかになつた。

従つて、覆審制の実態を通してみるならば、尚書都省に比べて裁判制度の最終審としての太政官の役割が重視されていたといえるが、六国史その他に載せる裁判関係の史料をみると覆審のみならず、太政官が広く裁判に参与していたことが知られる。『続日本紀』天平七年九月庚辰条に

先レ是。美作守從五位下阿部朝臣帶麻呂等故二殺四人。其族人詣レ官申訴。而右大弁正四位下大伴宿祢道足。中弁正五位下高橋朝臣安麻呂。少弁從五位上県犬養宿祢石次。大史正六位下葛井連諸会。從六位下板茂連安麻呂。少史正七位下志貴連廣田等六人

坐レ不レ理ニ訴人事。於レ是下ニ所司ニ科断。承伏既訖。有レ詔並宥之。

とあり、国司によつて殺害された被害者の一族が太政官に申訴した事件で、弁官の官人が訴人の事を理わらずという理由で罪に問われ、承伏している。前章に掲げた貞観期の史料では太政官に告訴がなされた場合、推問使を派遣するか、刑部省に下して断罪せしめているが、ここでは弁官が直接推断すべきものとされていたことが窺われる。このことは公式令集解陳意見条の古記に

抑屈者。被枉斷也。害政者。非法聚斂也。今行事。

弁受推之。

とあり、官人の害政抑屈に対しては弁官が受推するとしていることと符号している。

また時代が下るが、『政事要略』卷八十四糺彈雜事に

引く弁官記に

訴人進ニ訴状一者。先由ニ國郡司本司本属一。不理之由慥加ニ勘問一。若日記在ニ別紙一従ニ返却一。判訴人申ニ第一審一例。其國其郡百姓其姓名申天。所ニ愁申一事。无レ所レ可ニ悔申一。弁命云。某丸。訴人稱唯。命云。若遣レ使勘問終牟一事モ有ニ誤違一者。任レ法勘給牟宣。訴人稱唯退出。登時聽審之官。

日唐裁判手続に関する一考察

判ニ署日記。申ニ第一第三審ニ判レ之候レ之。(後略)

とある。これも百姓が国司の苛政を訴えた事件での太政官(弁官)の審問の記事に付されたものであり、獄令告言人罪条にいう三審手続の実際が記されている。これも太政官が上訴を受けた場合、弁官が受推していたことを示すものである。さらに『統日本後紀』承和十三年十一月壬子条に

右少弁伴宿祢善男出レ牒。具示ニ違法之由。而成益等所執云。於ニ弁官ニ推ニ訴訟。是往古之舊貫。非ニ

昨今之新意。是以申ニ上官。蒙ニ處分。所レ問者其稱ニ舊貫。事是實也。但元不レ識ニ法意。従ニ舊例ニ有ニ違失者。須下隨ニ教喻之旨ニ改正。不上レ可承ニ循違法之舊貫。而確執不レ移。可レ謂ニ知レ意故犯ニ法。

とある。著名な法隆寺僧善愷による檀越少納言登美直名告訴事件で、右少弁伴善男が、違法の訴状に基づいて受推したとして他の弁官々人を糾弾した辞牒であるが、こ<sup>(26)</sup>こでは弁官における受推自体は「往古之旧貫」として認めている。ただ善男は弁官受推は法意とは異なるとするが、同日条によれば、その後弁官の罪について詰問を受けた明法博士等の勘申はすべて弁官が受推の官たること

を前提にした上で、告訴に際して善愬を俗形に改めさせていたか、訴状に年月実事が明記されていたかを問題にして、「違法之訴状」を受理した弁官々人の罪を公罪とすべきか、私罪とすべきかということだけを論じている。従つて、善男の指弾とは異なつて、むしろ、弁官における受推が令制本来の方式と受けとめられていたと思われる。

これらの史料によれば、令制下においては太政官が受訴官司として広く裁判に関与していたことが知られる。但し、太政官裁判が利光三津夫氏の説かれた如く獄令公坐相連条に規定する大臣以下のすべての官によつて行なわれたかどうかは疑問であり、郡決条の覆審も含めて實際の審理には弁官が当つていたと思われる。弁官が太政官の別局として独自の機能を有しており、前述の如く広く受推機能を備えていたことは既に森田悌氏によつて指摘されているが<sup>(29)</sup>、右に掲げた例がすべて弁官に関するものであることからみても、第一義的には弁官が審理を行ない、覆審の場合は処断に疑いが有れば獄令犯罪応入条によつて大納言以上（実際には中納言、參議を含む）の議政官と刑部省官人の合議体により覆断がなされたと解される。

ところで、このような律令国家の司法活動における太政官への権限の集中は唐制における尚省都省と刑部の關係とは全く異なつてゐる。日唐官制を比較した場合、形式的には日本の八省が太政官から独立した官庁であるのに対しても、唐の六部は尚書省の一部局であるにすぎない。しかし、實際面からいえば、尚書都省は尚書省六部の連絡・調整役に止まり、六部が實質的権限を有していることが坂上康俊氏によつて指摘されている。<sup>(30)</sup> 同氏は人事面を例として日本では唐の尚書省と門下省を統合し国政を領導する太政官が式部省を統轄しているのに対し、唐では都省は吏部が立案して上申してきたものを審査を担当する門下省に取り次ぐ機能しか持ちえなかつたことを明らかにされた。

本稿での考察結果によれば、このことは司法の面でも同様で、唐制においては大理寺及び諸州の下した流以上若しくは除免官當の獄斷の覆審は尚書省刑部が行なつており、都省は制度上は奏抄式による上奏の段階で関与するに過ぎなかつた。公式令規定の文書様式からみても日本令では論奏の主体は太政官であるのに對して、唐奏抄式の場合は六部が上奏の主体となつてゐる。従つて、唐では刑部が司法活動の上で実質的な役割を果たしていた

といえるが、これに比べて、日本では太政官の権限が相対的に大きかつたとみなしうる。また日唐の官制を比較した場合、形式的には刑部省は唐制の大理寺と刑部を合させた官庁といえるが、実際の活動からみると刑部の機能に相当するものは日本では太政官が有していたと思われる。例えば日唐の反逆事件に関する推問手続を比較してみると、『唐書』刑法志に

自永徽以後、（中略）當時大獄、以尚書刑部御史台大理寺雜按、謂之三司、

とあり、唐制では反逆などの大獄は刑部を中心に御史台、大理寺のいわゆる「三司」が推断するものとされており、実例においても同じく『唐書』刑法志に

安史之乱、偽官陸大鈞等、背賊來帰、及慶緒奔河北、脅從者相率、待罪闕下、（中略）以御史大夫李峴、中丞崔器等、為三司使、

とあり、安史の乱の際に関係者の処断を行なうために御史大夫・中丞を中心とする「三司使」を派遣している。そのほか反逆の事件で大理寺や刑部が推断に当つた例も多く、これらは枚挙に暇がない。

ところが、日本ではこれとは異なり、六国史にみえる実例では反逆の類の事件については太政官が直接、関係

者の尋問も含めた推断を行なうのが原則であつたと思われる。『続日本紀』天平元年一月壬申条に

遣二一品舍人親王。新田部親王。大納言從二位多治比真人池守。中納言正三位藤原朝臣武智麻呂。右中弁正五位下小野朝臣牛養。少納言外從五位下巨勢朝臣宿奈麻呂等一。就二長屋王宅一窮二問其罪。

とあり、長屋王の変に際して、大納言、中納言、右中弁、少納言を遣わして王の罪を推問している。同じく天平宝字元年七月己酉条に

勅二右大臣藤原朝臣豊成。中納言藤原朝臣永手等八人一。就二左衛士府一。勘二問東人等一。

とみえ、右大臣を筆頭とする太政官々人が橘奈良麻呂等の謀反を密告した小野東人を勘問している。また『続日本後紀』承和九年七月十八日庚戌条に

遣二參議從四位上左大弁正躬王。參議從四位上右大弁和氣朝臣真綱於左衛門府一。推二勘橘逸勢伴健岑等謀反之由一。日暮不レ得二問窮一。

とあつて、橘逸勢等の謀反事件では左右大弁が推問に当つてている。同二十日壬子条には

遣下ニ左大弁正躬王。右大弁和氣朝臣真綱於左衛門府一。拷一問逸勢健岑等一。

とするから、太政官は拷問を含む推断手続に一貫して関与していたことが確かめられる。同承和十年十二月丙子・庚辰条に

散位從五位上文室朝臣宮田麻呂之從者陽侯氏雄。

告三宮田麻呂將謀反。遣下内豎喚中宮田麻呂上。即副レ使參於藏人所。即禁宮田麿于左衛門府。分遣勅使左中弁正五位下良岑朝臣木連。右中弁正五位下伴宿祢成益。少納言五位下清龍朝臣河根。左兵衛大尉藤原朝臣直道等於京及難破宅<sup>(ママ)</sup>。搜求反具一。

庚辰。遣下参議滋野朝臣貞主。左衛門佐藤原朝臣岳雄一推中間宮田麿上。

とあり、ここでは参議に謀反の被疑者文室宮田麻呂の推問を命じたほか、左右中弁・少納言を証拠物件搜索の為、難波にまで派遣している。このほか、『日本三代実録』貞觀八年八月七日己卯条には

勅參議正四位下行左大弁兼勘解由長官南淵朝臣年名。參議正四位下行右衛門督兼讚岐守藤原朝臣良繩一。於勘解由使局。鞠問大納言正三位兼行民部卿太皇太后宮大夫伴宿祢善男一。

とあり、応天門の変に際しても参議左大弁をして伴善男

の鞫間に当らせている。

これらの例によれば、奈良から平安初期に至るまで、謀反については一貫して太政官が主導して推問手続を進めていたとみて差し支えあるまい。特に弁官が実質的な役割を果たしていたことは注目すべきであつて、こうしたあたり方は平安中期以降、公的な推問手続として定着していったと思われる。『北山抄』卷第四貶退事に

密告之人、進其告状、先閑諸陣、（中略）若有禁固之人、左右大弁、就左衛門射場勘問、令進過状之後、任法行之、

とあり、密告があれば諸陣を閉じた上で、左右大弁が左衛門射場において被疑者を勘問し、被疑事実を認めたならばその旨の過状を取り、断罪すべきものとされている。

このように、反逆の類に対する推問手続の相違からみるならば、唐制では大理寺や刑部の活動範囲が広範にわたり、尚書都省が司法の実質的側面に関与する範囲は限られているが、日本では太政官の裁判制度に占める地位が高く、相対的に刑部省の権限の範囲は縮小している。

従つて、日唐の制度を比較した場合、日本の刑部省が唐制の大理寺と刑部を統合した官庁であるという認識は形式的なものに過ぎず、実質的には刑部省は唐制の中央

司法官庁の一つである大理寺に相当するに留まり、刑部の機能の大部分は太政官が吸収していたとみなすべきである。

唐獄官令にいう尚書省の覆審を刑部が行なつていたにもかかわらず、これを継受した日本令では獄令の規定通り太政官が覆審を加えていることも、このような太政官と刑部省の関係を念頭における理解が容易になろう。

### おわりに

本稿での考察結果を要約すると以下の如くである。

唐制においては獄官令によつて大理寺及び諸州が流以上若しくは除免官当を断じた場合、尚書省に申上されるが、尚書省内部では刑部が覆審を加えていた。これに対して、日本では獄令郡決条にみえる刑部省及び諸国の断じた流以上若しくは除免官当の獄断は規定通り太政官が覆審していたとみられる。

六国史では諸国の獄断を刑部省が覆審している例も存在するが、これは新たな覆審制の実態を示すものである。即ち、貞觀年間にはすべての流以上若しくは除免官当の獄案が刑部省に集められ、年終断罪文を作成の上、これに基づいて太政官が年終断罪奏を行なう方式が確立し、

その結果、刑部省が諸国の獄断の覆審に関与するようになつたと考えられる。しかし、刑部省が諸国の獄断について断罪擬律の當否にまで踏み込んで覆断を加えるかどうかは太政官の判断にかかつていて。またこの時期には刑部省のみならず檢非違使が諸国の獄断を覆審している例がみられるが、これは刑部省判事と並んで檢非違使に明法道出身の法曹官人が集中するようになつた為で、太政官が主導して刑部省や檢非違使に断罪覆審を命ずる方は摂関期に入つて明法勘申に基づいて公卿が陣定によって裁定を下し、天皇に奏上して最終的な決裁を仰ぐ勅裁方式が確立する以前の過渡的な形態を表わすものと理解しうる。

また日唐の司法官制を比較した場合、唐制では刑部の活動範囲が広範にわたつてゐるのに対し、日本では太政官の司法活動における権限が大きく、實質的には唐制の刑部の機能の多くは太政官が吸収していたといえる。

結論は以上であるが、ほかにも太政官裁判の実態など論すべき問題が残されている。また、本稿では貞觀期の個々の断罪例について事件の経過や背景にまで踏み込んで十分に検討することができなかつた。これらについては紙幅の都合もあつて、他日を期することとし、ひとま

ず擲筆することにしたい。

## 註

- (1) 利光三津夫『裁判の歴史』(至文堂、一九六四年) 九七一一〇六頁。以後、利光氏の所説に触れる場合もこれによる。
- 利光氏によれば、太政官が覆審して獄令郡決条にいう「理尽きず」とされた場合は、「事尽きず」の扱いとは異なり、獄令犯罪応入条に
- 凡犯レ罪応レ入ニ議請者。皆申ニ太政官。応レ議者。
- 大納言以上。及刑部卿。大輔。少輔。判事。於レ官議定。雖レ非ニ六議。但本罪応レ奏。処断有レ疑。及経レ断不レ伏者。亦衆議量定。(後略)
- と規定する中で、「本罪奏すべくして、処断疑はしきこと有リ」に当たり、同条によつて太政官と刑部省の合議体が覆断することになるが、これが太政官の特別裁判所に相当するとされる。
- (2) 稲松尚子「律令裁判手続に関する一考察——主としてその運用面より見たる——」(『お茶の水史学』第一五五号、一九八二年)。以後、稲松氏の所説に触れる場合もこれによる。
- 稲松氏説によると、太政官が断獄において実際に審理に関与するのは論理的な帰結として獄令犯罪応入条による太政官と刑部省の合議の場合のみとなるから、太政官裁判について普通裁判所と特別裁判所の区分を行なうこと自体が無意味である。
- (3) 梅田康夫氏による稲松氏註 (2) 論文の書評(『法制史研究』三三号、一九八三年)
- (4) 森田悌「律令裁判制度についての覚書」(『史聚』第二十号、一九八五年)。のち同氏『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八年所収。
- (5) 養老律令の条文は『日本思想大系3律令』(岩波書店、一九七八年)による。
- (6) 唐令条文は仁井田陞『唐令拾遺』(東京大学出版会、一九三三年)による。但し、本文にいう「県決条」の名称は便宜上、筆者が付した。
- (7) 唐律条文及び疏議は『譯註日本律令』律本文篇上・下(東京堂出版、一九七五年)による。
- (8) 奥村郁三「唐代裁判手続法」(『法制史研究』十号、一九五九年)。
- (9) 内藤乾吉氏は「唐の三省」(同氏『中国法制史考証』有斐閣、一九六二年)において、当該部分を「断流已上」であるとし、『唐律疏議』卷三十応言上而不言条に引く獄官令県決条と対応させて、大理寺、京兆河南府、諸州にて流已上及び除免官当を断すれば、案状を連写して尚書省に上申し、尚書省にて按覆して理尽くさば奏抄を門下省に上り申奏することになると解された。
- 王言の制の一である発日勅によるべき事項に「処流罪以上」があるで、流以上は発日勅により、流以下は奏抄

尚、笠原英彦氏も、同氏「律令裁判制度の一考察」(『法史学の諸問題』慶應通信、一九八七年)において同様の理解を示される。

によつたとする見方もできるが、そのように解すると、六典による限り、上奏の形式たる六制の中には獄官令にいう流以上若しくは除免官当を尚書省が申奏する際の規定が存在しないことになり、不自然であるので、内藤氏の指摘された如く、当該部分は「断流已上」であり、獄官令当該条にいう申奏は奏抄式によつてなされていたと考えるべきであろう。

(10) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』第三。法藏館、一九六〇年)。

(11) 大津透『律令国家支配構造の研究』第二部第一章「律令收取制度の特質」(岩波書店、一九九三年)。

(12) 公式令任授官位条

凡任「授官位」者。所「任授」之司。皆具錄「官位姓名。任授時年月。貫屬年紀。造レ簿。(中略)其有「考解。及犯レ罪除免」者。解免之司。亦錄「解免之状」。准レ前造レ簿。仍錄報「元任授」。除「注簿案」。(後略)

(13) 同長慶元年五月付御史中丞牛僧孺奏にも

天下刑獄、苦於淹滯、請立程限、大事、大理寺限三十日、詳斷畢申、刑部限三十日聞奏、

とする。

(14) 公式令受事条

凡受レ事。一日受。二日付畢。其事速。及見送レ囚。隨レ至即付。少事五日程。謂。不レ須「檢覆」者。中事十日程。謂。檢「覆前案」及有レ所「勘問」者。大事廿日程。謂。計「算大簿帳」及須「諮詢」者。獄案冊日程。謂。徒以上弁定。須レ斷者。其文書受付日。及訊「囚徒」。並不レ在「程限」。若有「事

速。及限内可「レ」了者。不レ在「比例」。

(15) 瀧川政次郎『律令の研究』附録第一「律令の枘鑿」(刀江書院、一九六九年)。

瀧川氏によつて紹介された律・令間の矛盾の例としては、関市令には、

凡売「奴婢」。皆經「本部官司」。取「保証」。立券付レ価。其馬牛。唯責「保證」。立「私券」。

とあり、売買に公券を立てることを要するものは奴婢だけであるのに対し、雜律に

買「奴婢馬牛」已過レ價。不レ立レ券過「三日」笞二十。賣者減「一等」。(後略)

とあり、奴婢のみならず馬牛の売買にも公券を要するとしていることが挙げられる。これは奴婢、馬牛の売買に公券を要する唐律令を継受する際に、令では口分田の收授に關係する奴婢の売買にのみ公券を要求する制に改変したのに、律は唐雜律條文をほぼそのままの形で採用した為とされる。

(16) 集解諸説ではほかに考課令集解犯罪附殿条に

私案。(中略)獄令云。刑部省及諸國。斷「流以上」若除免官當「者」。皆連「写案」申「太政官」。案覆理盡者。申奏者。案レ之。諸國所「レ」断。申「流以上」。若除免官當。

刑部覆「断」。然後申奏。

とあり、ここで「私案」も諸國の流以上若しくは除免官當の獄断は刑部省が覆審して申奏すると解している。

但し、当該条及び公式令受事条を含む令集解卷二十、卷三十五は卷一と共に他の卷とは注釈の形式を異にする

いわゆる異質令集解と呼ばれているものである。瀧川政

次郎氏はこの三巻について、律文を引くこと他の巻よりも多く、又そこに引かれた学説は他の巻のそれに比して一般に膚淺であり、成立は巻二十、三十五は鎌倉期に下るとされている（『新訂皇學叢書令集解』解題）。この解題は『定本令集解釈義』にも附され、のち同氏『日本法制史研究』有斐閣、一九四一年に所収）。また早川庄八氏はこの三巻をもつて個人の令私記ではないかとされる（『新訂増補國史大系』月報三九）。もつとも利光三津夫氏は異質令集解をして現存令集解とは別系統であるが、平安初期に成立した諸説を類聚する編纂書であつたとされる（斎川真氏と共著「異質令集解の史料価値について」『史学雑誌』第八六編第十号、一九七七年。のち利光氏『律令制の研究』慶應通信、一九八一年所収）。従つて、一概には決しえないが、本文に掲げる二つの「私案」が異質令集解に固有の同一系統の注釈であることは認められると思う。

(17) 森田氏、前掲註(4)論文。

但し、件の獄令郡決条では規定上、刑部省及び諸国の獄案は直接太政官へ送られることになつてゐるのに対し、選文については選叙令応叙条に

凡応レ叙者。本司八月卅日以前校定。式部起二十月一日。尽二十一月卅日。太政官起正月一日。尽二

月卅日。皆於限内処分畢。（後略）

とあり、元々、諸司選文はまず式部省へ送られ、その後、太政官へ申上されることが明文化されている。加えて、

統紀和銅二年十月甲申条の

制。凡内外諸司考選文。先進弁官。處分之一訖。  
還附本司。便令レ申送式部兵部。

とする制及び同和銅六年十一月丙子条の

太政官处分。凡諸司功過者。皆申送弁官。乃官下式部。

とある太政官处分によつて諸司→弁官→式部→太政官という手続が定まつたものであつて、これをもとに獄令郡決条の獄案の覆審について同様に刑部省・諸司→（弁官）→刑部省という手続を想定することは困難であると思われる。

(18) 註(1)参照。

(19) 公式令奏事式条

奏事式

太政官謹奏  
其司位姓名等解狀云云。謹以申聞謹奏。

年月日

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓

奏レ勅。依レ奏。若更有勅語須レ附者。各隨レ狀附。

云云

大納言位姓

右論奏外。諸応レ奏レ事者。並為奏事。皆拠案成。乃奏。奉勅後。注奏官位姓。若少納言奏者。加

(20) 『続日本紀』神亀二年十一月庚午条に  
レ名。

詔曰、死者不レ可レ生、刑者、不レ可レ息。此先典之所  
レ重也。豈無「恤刑之禁」。今所レ奉在京及天下諸国見  
禁囚徒、死罪宜ニ降從ニレ流、流罪宜レ徒、徒以下  
並依ニ刑部奏。

とあり、刑部の奏による在京及び諸国の見禁囚徒につい  
て、死を流に、流を徒に下す詔が下されている。この刑  
部奏が十二月に行なわれていることからして、年終断罪  
奏ではないかと見る向きもあるかと思うが、これは恩降  
の前提として在京及び諸国が既に刑の確定している囚徒  
について調査をした上で刑部省がこれを録して奏上した  
ものとみなすべきである。

神亀元年の聖武天皇即位後、赦令が繰り返され、二年  
に入ると、七月には諸国に社寺の掃淨を命じ、九月には  
災異を除く為に三千人の出家と七日間の読経を命じてい  
るが、当該条はこれららの動きと関連していると思われる  
(新日本古典文学大系『続日本紀』二、当該条脚注)。和  
銅七年六月に大赦を行なっているが、それに先立つ『続  
日本紀』和銅七年一月壬寅条に

遣ニ使于七道諸國、錄ニ囚徒焉。

とあり、諸国に使いを派遣して囚徒を録しているから、  
神亀二年の例もこのような調査結果を刑部省がまとめた  
ものであろう。

尚、当該条では諸国の囚徒について刑部省が奏上して  
いるが、これらは既に確定判決を経て囚禁されている者

(死罪の場合は獄令により立春から秋分の間執行を延期さ  
れていた者)について恩降を下したのであって、獄令郡  
決条にいう断罪の段階での覆審を刑部省が行なつたもの  
とは認め難い。本来郡決条によつて諸国及び刑部省が專  
決しうる笞の徒以下も上奏の対象となつてゐるから、や  
はり恩降の実施に際して在京及び諸国がすべての見禁囚  
徒についてその実状を報告させたものといえよう。

(21) 『日本三代実録』元慶八年六月廿三日壬子条

遣下ニ式部大丞正六位上坂上大宿祢茂樹。勘解由主典、徒  
七位下凡直康躬等於石見国。推中訴訟事上。下ニ知彼国  
司一稱。介外徒五位下忍海山下連氏則等。去六月六日  
解稱。管邇摩郡大領外徒八位上伊福部真人安道率ニ部  
内百姓。來圍ニ權守徒五位下上毛野朝臣氏永。為ニ政  
乘ニレ法。仍奪ニ取印匙。以授ニ傍吏。守氏永以レ劍  
擊ニ傷氏則妻下野屎子者。又守氏永同月十五日奏狀稱。  
傍吏發ニ賊兵。擬レ殺ニ氏永。即令下ニ凶賊ニ奪中取印  
匙鈴等上。以レ杖擊ニ氏永。打ニ杭地上。張ニ着手足。  
鎧ニ籠倉裏ニ者。今如ニ奏解狀。事緒各異。実情不レ同。  
非レ遣ニ朝使。何決ニ涇渭。仍為レ推ニ問其由。差ニ  
遣茂樹等。國宜ニ承知聽ニ使處分。

とあり、元慶八年の段階で、国断を経ずに国司の奏解狀  
に基づいて直ちに推問使を派遣したことが知られる。

(22) 『日本三代実録』貞觀十八年六月廿七日壬申条に

元興寺僧徳操。右京人長背村主。与ニ春日春岑。同  
レ謀私鑄レ錢。推ニ問事迹。徳操不ニ承伏。雖レ然衆  
證灼然。須ニ依レ格着鉢役仕。有レ勅曰。村主本是縦

徒。殊處「中流」。是故配「流伊豫國」。

とあり、ここでは六月に流罪を断じている。しかし、事件の内容は私鑄銭に関するものであり、私鑄銭は貞觀年間には檢非違使の専決とされている。また当初、使庁が府例によつて着鉄役仕と断じた処、勅断によつて特に流罪とされたものであり、刑部省による流断罪の事例ではない。

(23) 『西宮記』卷十、十月奏科罪文に

勅可下減「死罪」等一處中遠流上。餘依「省斷」、  
とあり、『北山抄』卷二、十月行事にも

廿日以前奏年終断罪文事

大臣參上奏之、(中略) 勅減死罪、處遠流、自餘依省斷、  
とあつて、死罪以外は刑部省の断に依れとしているから、  
死のみならず流相当の事件も年終断罪文に載せられて  
いたことが知られる。

(24) 稲松氏が太政官による刑部省の獄断に対する審査の例として挙げられたのは本文の史料16であるが、これ以外にも『日本三代実録』貞觀元年十二月廿七日戊申条がある。

(27)

僧尼令有私事条  
凡告「言人罪」。非「謀叛以上」者。皆令「三審」。應  
レ受「辭牒」官司。並具曉下示虛得「反坐」之狀上。每  
レ審皆別レ日。受レ辭官人。於「審後」署記、審訖。然  
後推斷。(後略)

(26)

獄令告言人罪条  
凡告「言人罪」。非「謀叛以上」者。皆令「三審」。應  
レ受「辭牒」官司。並具曉下示虛得「反坐」之狀上。每  
レ審皆別レ日。受レ辭官人。於「審後」署記、審訖。然  
後推斷。(後略)

(28)

鬪訟律告人罪条  
凡告人罪。皆須明注年月。指陳實事。不得稱疑。違者。  
笞冊。(後略)

太政官論奏言。前越後守從五位上伴宿祢龍男令下「從者公  
弥侯広野等」。歐中殺書生物部稻吉上。前者稻吉向「太政  
官」。告「訴守龍男犯「用官物」。故殺之條下「刑部省」。令  
「レ断「龍男罪」。省稱「恩赦」。直從「放免」。前豊後守  
從五位下石川朝臣宗繼冤「奪百姓財物」。介外從五位下山  
口宿祢稻床等證レ之。下「刑部省」。妄引「赦書」。檀從「  
原免」。前左馬權少允正六位上清岑朝臣田繼。少允從六位

(25) 義江彰夫「摨闐院政期朝廷の刑罰裁定体系」(『中世・近世の國家と社会』東京大学出版会、一九八六年)。

上紀朝臣令名。少属正六位上安倍朝臣有之。從六位上麻  
続部清道。史生從六位上田辺史宅主。騎士余広主。恩智  
貞吉等以「私馬」換「官馬」。省亦無レ所「考訊」。皆以赦  
免。(後略)

とあり、刑部省の断罪一般について太政官がその当否を  
論じていてある。

(29) 森田悌「太政官制と政務手続」(『古代文化』第三四卷  
第九号、一九八二年。のち同氏『日本古代律令法史の研  
究』文献出版、一九八六年所収)。

(30) 坂上康俊「日・唐律令官制の特質——人事制度の面か  
らの検討——」(『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文  
館、一九八四年)。